

別表1(第2条関係)助成対象事業

助成の趣旨	事業項目		事業概要	摘要
	中項目	小項目		
青少年の自主性、社会性、芸術性を培う多様な体験活動及びボランティアに関する学習や実践活動のための体験活動を助成することにより、心豊かな青少年の育成に資する。	1 青少年活動助成事業	成(1事業) 青少年体験活動助成	(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業 青少年が行うボランティアの学習及び実践活動並びに自然等体験活動を通して、豊かでたくましい心を育成し、自主性、主体性を涵養する多様な体験活動	助成の対象とならない事業 ①政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的とする団体の実施する事業 ②暴力団の利益になる事業又は暴力団の活動を資することとなる事業 ③特定の団体や企業の広報・宣伝活動と認められる事業 ④市町村等の行政機関が主催・共催する事業又は行政機関から委託された事業 ⑤行政機関や他の財団等から助成を受けている事業(文化財保存活動助成事業を除く。) ⑥事業計画若しくは事業予算が不明確である事業又は4人以上の役員がいないなど組織体制が小規模又は不明確な団体が実施する事業 ⑦小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校等が教育課程に基づいて実施する授業や学校行事等の教育活動 ⑧チャリティーを目的とした事業 ⑨音楽、書道、生花、茶道、スポーツ、囲碁、将棋又は舞踊等の教授所若しくは教室等が行う発表会等の事業や個展、会員展、クラブ発表会等特定の構成員のみによって行われる事業 ⑩事業総額が助成金の上限額の5倍以上となる事業(例えば、助成金の上限額が20万円の場合事業総額100万円以上の事業は助成の対象とならない。) ⑪過去3年間連続して助成を受けている団体の事業(文化財保存活動助成事業を除く。) ⑫1つの団体が行う2つ以上の事業(1回の募集で1団体につき1事業とする。)
		(イ) 芸術文化発表体験助成事業	青少年が芸術文化の創造・発表体験を通して、豊かな芸術性を涵養する事業	
地域文化振興のために実施する事業に助成することにより、地域文化活動の活性化に資するとともに、県民の文化財への理解を深め、文化財保護の普及・発展に資する。	2 地域文化活動助成事業	成(1事業) 芸術文化活動助成	(ア) 地域文化発表体験助成事業 地域の芸術文化団体・グループ等が文化振興のために広く一般市民を対象に自らが行う公演・展示等の発表や体験講座等	
		(イ) 地域文化人材育成助成事業	地域における芸術文化活動の活性化に不可欠な人材の育成を図る研修・講座等	
		存(2活動) 助成文化事業	(ア) 民俗芸能等奨励助成事業 民俗芸能等の文化財を後世に継承するための保存活動、普及広報活動、後継者養成活動及び伝承教室・講習会、保存伝承のための用具の新調・修理等	
教職員研究団体等が教育課題の解決に向け自主的・先導的に行い、かつ有益な成果が期待される研究・実践活動を助成することにより、教育水準の向上及び教育成果の普及・振興に資する。	助成3 成事業 教職員研究	(ア) 教職員研究団体等助成事業	福岡県教育研究所連盟及び小・中学校の教科等研究会の実施する事業	
福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟に助成することにより、中学校・高等学校の文化部活動の振興を図るとともに、保護者負担の軽減に資する。	4 その他の助成事業	(ア) 中・高文化部活動助成事業	九州高等学校演劇研究大会及び福岡県高等学校芸術・文化連盟会長が認める全国規模の大会への参加並びに福岡県中学校文化連盟総合文化祭及び全国中学校総合文化祭への参加	
年度の中で緊急、かつ特別に助成する必要があると認められる事業に予算の範囲内で助成することにより本県教育文化の振興に資する。		(イ) その他の助成事業	緊急に助成が必要とされる事業、その他特に助成が必要とされる事業	

別表2(第2条関係)助成対象経費

費目	内容	
賃金	会場の整備、運営の補助等のためのアルバイトの一時的な雇用に要する経費 実行委員会等の構成員に係るものは該当しない。	
報償費	講演、講習会等の講師、指導者等への謝礼(旅費等は含まない。) 実行委員会等の構成員に係るもの及び、報償の目的で購入される記念品、賞品等に係るものは該当しない。	
旅費	講師、指導者等の旅費及び実行委員会等の構成員が事業実施運営のための会議等に出席する旅費(算出の根拠を明瞭にすること。)	
需用費	消耗品費	事業の運営に要する消耗品費 団体運営に係るものは該当しない。
	食糧費	講師、指導者等の食糧費(弁当程度のもの。) 実行委員会等の構成員に係るものは該当しない。
	印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム等の印刷費
役務費	通信運搬費	郵便料、電信料、運搬料
	手数料	振込手数料、クリーニング代、ピアノ調律手数料、著作権使用料等
	保険料	参加者及び実行委員会等の構成員の傷害保険料等
委託料	事業を一括して、第三者に委託するなど事業そのものの委託は該当しない。	
使用料及び賃借料	事業の運営に要する会場、器具等借用料、車借上料、有料道路通行料、駐車場使用料等。 団体運営に係るものは該当しない。	
その他の費目等	文化財保存活動助成事業は、保存伝承のための用具の新調(備品購入費)及び修理に要する費用を助成対象とすることができる。 団体の運営のための人件費、運営費、備品購入費、接待費、飲食費及び上部団体への負担金などは該当しない。	

別表3(第2条関係)助成金の上限額

事業項目			助成金の上限額
中項目	小項目	細目	
1青少年活動助成事業	(1)青少年体験活動助成事業	(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業	20万円
		(イ) 芸術文化発表体験助成事業	30万円
2地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業	(ア) 地域文化発表体験助成事業	30万円
		(イ) 地域文化人材育成助成事業	25万円
	(2) 文化財保存活動助成事業	(ア) 民俗芸能等奨励助成事業	20万円
3教職員研究助成事業		(ア) 教職員研究団体等助成事業	10万円
4その他の助成事業		(ア) 中・高文化部活動助成事業	高等学校は生徒1人につき全国規模の大会にあつては1万円、九州規模の大会にあつては5千円を上限とする。ただし、1校につき全国規模の大会にあつては30万円、九州規模の大会にあつては15万円を上限とする。中学校の全国中学校総合文化祭は高等学校の全国規模の大会に準ずる額とする。
		(イ) その他の助成事業	予算の範囲内で別途定める額

別表4(第3条関係)助成金の交付申請を行うことができる教育文化団体等

事業項目			助成金の交付申請を行うことができる教育文化団体等
中項目	小項目	細目	
1青少年活動助成事業	(1)青少年体験活動助成事業	(ア) ボランティア活動及び自然等体験助成事業	学校又は教育文化団体及び地域・団体単位で組織された実行委員会
		(イ) 芸術文化発表体験助成事業	同上
2地域文化活動助成事業	(1) 芸術文化活動助成事業	(ア) 地域文化発表体験助成事業	同上
		(イ) 地域文化人材育成助成事業	同上
	(2) 文化財保存活動助成事業	(ア) 民俗芸能等奨励助成事業	市町村教育委員会から推薦を受けた個人、又は文化財保存団体
3教職員研究助成事業		(ア) 教職員研究団体等助成事業	福岡県教育研究所連盟及び小・中学校の教科等研究会
4その他の助成事業		(ア) 中・高文化部活動助成事業	福岡県高等学校芸術・文化連盟又は福岡県中学校文化連盟
		(イ) その他の助成事業	学校又は教育文化団体及び地域・団体単位で組織された実行委員会